



Date: 2012年11月

ヴァンガード・ロジスティックス・サーヴィセス日本株式会

お客様各位

韓国向けB/L上の品名記載についての注意

拝啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より当社サービスをご利用頂きまして誠に有り難う御座います。

さて、2012年10月1日より、韓国向け及び韓国を通過する貨物のB/L上の品名記載方法につき明瞭な品名記載に対して指導がありましたのでお知らせ致します。

今後、不明瞭な記載は、罰金の対象となりますので、速やかなご対応をお願い申し上げます。

----- 罰金対象の可能性のある品名の例-----

- 1) 数字のみ(111) → 何の貨物かひと目で分からない為。
- 2) アルファベットの略語 (A A A など) → 専門分野製品の略語呼び名。正式な品名での記載が
- 3) 日本語 (きぬ) → 文字化けして分からない。
- 4) 記号のみ: ?, &, \$, %, #, → 文字化けする為。
- 5) 曖昧な品名: SAMPLE, PARTS, ACCESSORY, GOODS, GIFT, PRODUCTS
(ア) Sample → OIL Sample, Hat Sampleなど、何のSampleかの記載が必要
(イ) Parts → Car(Automobile) Parts, Medical Partsなど、何のPartsかの記載が必要
(ウ) Accessory/Goods/Gift/Product等→すべて何の商品かの具体的記載が必要

ACL にて送信いただいているお客様は、項目：品名欄の記載には十分注意をお願い致します。

敬具

